



島根県報

令和5年4月4日（火）
第 401 号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定施術機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
令和4年度（令和3年度の繰越分）介護職員処遇改善支援事業実施要綱に基づく 事業の支払に関連した事務の委託の解除	（高 齢 者 福 祉 課）	4
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	（中 小 企 業 課）	5

【公 告】

令和5年度島根県狩猟免許試験の実施	（農山漁村振興課）	6
公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	8

告 示

島根県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 エスマイル	広島県広島市西区商工センター六丁目1-11	居宅療養管理指導	エスマイル薬局	邑智郡邑南町中野	令和4年3月15日
		介護予防居宅療養管理指導	邑南店	3846-10	
社会福祉法人 やすらぎ福祉会	出雲市大津町西谷2604-8	介護予防居宅療養管理指導	やすらぎの家デイサービスセンター	出雲市大津町西谷2604-8	令和5年4月1日
医療法人 かんど会	出雲市西新町二丁目2457-3	居宅介護支援	居宅介護支援事業所かんど	出雲市西新町二丁目2457-7	令和4年12月1日

島根県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
高木 伸季	いずも名倉堂接骨院	柔道整復	出雲市小山町346-3 i z u m o T E R R A C E 1 F	令和4年7月22日
梶原 健太郎	オリーブの木鍼灸マッサージ治療院	あん摩マッサージ指圧	浜田市宇野町281-3 国府まちづくりセンター宇野分館	令和4年11月10日
		はり・きゅう		
長谷川 光	おくのまち整骨院	柔道整復	仁多郡奥出雲町下横田84	令和4年11月30日

島根県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
				変更前	

有限会社 エム・アール・シー	大田市長久町長久イ 505-10	福祉用具貸与	有限会社エム・アール・シー まるてい介護福祉事業所	出雲市白枝町 412-4	出雲市白枝町 427-4	令和4年 3月1日
		介護予防福祉用具貸与				
合同会社 碧	大田市三瓶町池田683	訪問看護	訪問看護ステーション 碧	大田市久手町 刺鹿1831	大田市三瓶町 池田683	令和4年 4月1日
		介護予防訪問看護				

島根県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 清恭会	出雲市斐川町上直江 2514番地20	居宅療養管理指導	ひまわり歯科	出雲市斐川町上直江 2514番地20	令和4年10月31日
		介護予防居宅療養管理指導			
株式会社 アクシス	福岡県北九州市戸畑区 三六町14番12号	居宅療養管理指導	ウェーブ健康堂薬局	江津市嘉久志町2306 -27	令和4年11月7日
		介護予防居宅療養管理指導			
		居宅療養管理指導	ウェーブ江津調剤薬局	江津市江津町1140-5	
		介護予防居宅療養管理指導			
一般社団法人 出雲医師会	出雲市塩冶有原町2-19-3	訪問看護	斐川訪問看護ステーションさくら	出雲市斐川町上直江 1472番地1	令和4年11月30日
中村 英典	大田市長久町長久イ 281-1	居宅療養管理指導	中村歯科クリニック	大田市長久町長久イ 281-1	令和4年12月31日
		介護予防居宅療養管理指導			
原田 紀孝	邑智郡川本町川本527の5	居宅療養管理指導	原田歯科医院	邑智郡川本町川本 527の5	令和4年12月31日
		介護予防居宅療養管理指導			
有限会社 浜田ハイヤー	浜田市河内町1594番地5	訪問介護	ハマタク介護	浜田市河内町1594番地5	令和5年1月24日
		第一号訪問事業		浜田市紺屋町43番地5 オリンピックビル	
特定非営利活動法人 えがおライフ川光	出雲市大社町修理免 683-6	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所 えがおライフ川光（大社）	2階 出雲市高岡町 615-1	令和5年1月31日

島根県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施設機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	廃止する事業	施術所の所在地	廃止年月日
吉田 房美	吉田整骨院	柔道整復	浜田市天満町34	令和4年3月2日
金崎 孝	金崎整骨院	柔道整復	江津市江津町1155-12	令和4年3月31日

島根県告示第267号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

令和4年度（令和3年度繰越分）介護職員処遇改善支援事業実施要綱に基づく事業の支払に関連した事務であって、県が介護サービス事業所・施設等に直接行う支払その他の債権管理及び回収に係る事務を除くもの

3 委託の解除年月日

令和5年2月28日

島根県告示第268号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更しようとする事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

(変更前) 650台

(変更後) 610台（第十二駐車場を閉鎖）

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 24か所

(変更後) 22か所（第十二駐車場を閉鎖）

(4) 変更の年月日

令和5年11月18日

2 届出年月日

令和5年3月24日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公

告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和5年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
---------	--

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月11日(日)	午前9時～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
6月18日(日)	午前9時～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
6月21日(水)	午前9時30分～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
6月25日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月1日(土)	午前9時～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月8日(土)	午前9時～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域
7月30日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	松江市内中原町52 島根県職員会館	県内全域
8月4日(金)	午前9時～	わな猟、 第1種銃猟、第2種銃猟	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書の記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
（電話 0852-22-5335）

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書き、締切日までに必着とすること。

ウ 申請書の配布窓口

- ・ 島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
- ・ 東部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・ 隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、5の(3)のウの窓口にすること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年3月15日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和4年6月3日から令和5年3月15日まで

3 作業地域

松江市内